

◆茨城県知事選挙期日前投票のご案内

8月27日(日)の投票日に、仕事や旅行などで投票に行くことができない方は、期日前投票をご利用ください。

投票所	期 間	時 間
鹿嶋市役所	8月11日(金) ～26日(土)	午前8時30分 ～午後8時
大野出張所		
ショッピングセンター チェリオ(2階)	8月19日(土)・20日(日)	午前10時 ～午後6時

○ショッピングセンターチェリオは8月19日(土)・20(日)のみの臨時開設となりますので、ご注意ください。

[持参するもの] 投票所入場券(8月7日から順次発送)
※届いていない場合は、身分を証明するもの(運転免許証など)をお持ちください。

投票日当日の投票は午後6時までにご利用します

不在者投票制度をご利用ください

投票日当日の投票時間は、午前7時から午後6時までです。終了時刻を過ぎると投票ができませんので、投票はお早めにご利用します。

また、投票日当日は、指定の投票所以外では投票できません。投票所入場券に記載されている投票所をご確認のうえ、投票してください。

選挙期間中に、他の市区町村に滞在する方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会に不在者投票ができます。また、指定病院などに入院などを行っている方は、施設内で不在者投票ができます。

身体に重度の障がいがある方や介護保険法上の要介護5の方は、自宅などで投票ができる「郵便等による不在者投票制度」が利用できます。郵便等による不在者投票ができる方のうち、自分で投票用紙への記載ができない方には、「代理記載制度」があります。いずれも、投票用紙を請求できるのは、8月23日(水)午後5時までです。「郵便等投票証明書(事前の申請が必要)」を添え、市選挙管理委員会に請求してください。

※各制度の手続きなど詳しくは、市選挙管理委員会にお問い合わせください。

身体の不自由な方は代理・点字投票ができます
目や手などが不自由な方は、投票所で係員に申し出てください。係員立ち会いのうえ、本人に代わって候補者名などを書いてもらうことができます。誰に投票したかなどの秘密は固く守られます。

身体の不自由な方は代理・点字投票ができます
目や手などが不自由な方は、投票所で係員に申し出てください。係員立ち会いのうえ、本人に代わって候補者名などを書いてもらうことができます。誰に投票したかなどの秘密は固く守られます。

身体の不自由な方は代理・点字投票ができます
目や手などが不自由な方は、投票所で係員に申し出てください。係員立ち会いのうえ、本人に代わって候補者名などを書いてもらうことができます。誰に投票したかなどの秘密は固く守られます。

身体の不自由な方は代理・点字投票ができます
目や手などが不自由な方は、投票所で係員に申し出てください。係員立ち会いのうえ、本人に代わって候補者名などを書いてもらうことができます。誰に投票したかなどの秘密は固く守られます。

身体の不自由な方は代理・点字投票ができます
目や手などが不自由な方は、投票所で係員に申し出てください。係員立ち会いのうえ、本人に代わって候補者名などを書いてもらうことができます。誰に投票したかなどの秘密は固く守られます。

身体の不自由な方は代理・点字投票ができます
目や手などが不自由な方は、投票所で係員に申し出てください。係員立ち会いのうえ、本人に代わって候補者名などを書いてもらうことができます。誰に投票したかなどの秘密は固く守られます。

身体の不自由な方は代理・点字投票ができます
目や手などが不自由な方は、投票所で係員に申し出てください。係員立ち会いのうえ、本人に代わって候補者名などを書いてもらうことができます。誰に投票したかなどの秘密は固く守られます。

身体の不自由な方は代理・点字投票ができます
目や手などが不自由な方は、投票所で係員に申し出てください。係員立ち会いのうえ、本人に代わって候補者名などを書いてもらうことができます。誰に投票したかなどの秘密は固く守られます。

7月28日以降に転居届を出した方は転居前の投票所です。
選挙人名簿に登録されている方で、7月28日以降に市内での住所変更(転居)届を出した方は、

7月28日以降に転居届を出した方は転居前の投票所です。
選挙人名簿に登録されている方で、7月28日以降に市内での住所変更(転居)届を出した方は、

7月28日以降に転居届を出した方は転居前の投票所です。
選挙人名簿に登録されている方で、7月28日以降に市内での住所変更(転居)届を出した方は、

7月28日以降に転居届を出した方は転居前の投票所です。
選挙人名簿に登録されている方で、7月28日以降に市内での住所変更(転居)届を出した方は、

7月28日以降に転居届を出した方は転居前の投票所です。
選挙人名簿に登録されている方で、7月28日以降に市内での住所変更(転居)届を出した方は、

7月28日以降に転居届を出した方は転居前の投票所です。
選挙人名簿に登録されている方で、7月28日以降に市内での住所変更(転居)届を出した方は、

7月28日以降に転居届を出した方は転居前の投票所です。
選挙人名簿に登録されている方で、7月28日以降に市内での住所変更(転居)届を出した方は、

7月28日以降に転居届を出した方は転居前の投票所です。
選挙人名簿に登録されている方で、7月28日以降に市内での住所変更(転居)届を出した方は、

7月28日以降に転居届を出した方は転居前の投票所です。
選挙人名簿に登録されている方で、7月28日以降に市内での住所変更(転居)届を出した方は、

7月28日以降に転居届を出した方は転居前の投票所です。
選挙人名簿に登録されている方で、7月28日以降に市内での住所変更(転居)届を出した方は、

7月28日以降に転居届を出した方は転居前の投票所です。
選挙人名簿に登録されている方で、7月28日以降に市内での住所変更(転居)届を出した方は、

選挙に関する問い合わせ
鹿嶋市選挙管理委員会
(鹿嶋市総務課内)
☎ 0299-82-2911 (内線231)

●投票日当日(8月27日)に即日開票
開票状況は、市ホームページや
鹿嶋市かなめーるでご確認いただけます。

[市の花] はまなす



[市の木] 松



[市の鳥] きじ



広報 鹿嶋

【発行】鹿嶋市 〒314-8655 茨城県鹿嶋市大字平井1187-1
【編集】政策企画部 秘書広報課 ☎ 0299-82-2911(代表) ☎ 0299-82-0789
☎ http://city.kashima.ibaraki.jp/
☎ hisyo1@city.ibaraki-kashima.lg.jp



スマートフォン用

